



小学校  
4～6  
年生向け

いしかわ  
けん り  
子どもの権利  
き ほん じょう れい  
基本条例



石川県

# こんなことに困っていない？



当てはまるものに、チェック  をつけてみよう。

- 食事をじゅうぶんに食べさせてもらえない
- いじめを受けている
- 病気やケガをしても病院に連れていってもらえない
- 自分の考えや気持ちを伝えても聞いてもらえない
- 家の手伝いや家族の世話で自分の時間がない
- 進路や習い事を親が勝手に決めてしまう
- 暴力を受けている
- 外見や性格のことでからかわれる
- 暴言を言われたり、無視されたりする
- 「男の子だから」「女の子だから」と決めつけられる



当てはまるものがあつたら、あなたの「権利」が守られていないサインかもしれません。



# あなたには、こんな権利があります



子どもには、生まれながらに持っている大切な権利があります。

## 1 生きる権利

いのちが守られ、安全に暮らすことができる

- じゅうぶんな食事や医りようを受けられる
- 安全な場所に住んで、安心して暮らせる
- 命や健康がおびやかされることから守られる



## 2 育つ権利

自分らしく、自分の力をのばしながら成長できる

- 教育を受けたり、遊んだり、休んだりできる
- やりたいことに挑戦できる
- 自分の個性や考えを認められる



## 3 守られる権利

暴力や差別から守られる

- 暴力・ひどい言葉・いじめを受けない
- 人とのちがいなどを理由に差別されない
- 自分の秘密が守られる



## 4 参加する権利

意見を言ったり、地域の活動に参加したりできる

- 自分の考えや気持ちを自由に言える
- 自分に関わることについて、意見を聞いてもらえる
- 地域や学校などの活動に参加できる



他にもいろいろな権利があります。

# なぜ子どもの権利は大切なの？



自分の権利を大切にすることは、わがままじゃないよ。あなたが自分らしく生きるために、必要なことです。

- 安心して自分らしく健康に成長するために大切なもの
- 知ることで「おかしい」「いやだ」に気づける = 自分を守る力になる

あなたの権利は、あなた自身を守るもの。きょうだいや友達の権利は、その人を守るもの。自分の権利を大切にするとともに、まわりの人の権利も尊重することで、みんなが安心して、自分らしく生きることができます。



## 他の人の権利を大切にするために、あなたができること

- 個性や考え方が自分とちがっても、「そういう考え方もあるんだ」と認める
- 他の人が意見を言っているときは、最後まで聞いて、受けとめる
- 相手の特徴やちがいのことでからかったり、勝手に決めつけたりしない
- いじめたり、仲間はずれにしたり、暴力をふるったりしない



## きょうだいや友達が困っていたら...

「大丈夫？」と声をかけたり、親や学校の先生など信頼できる大人に相談したりしてみてください。あなたの行動が、周りの人の権利を守ることに繋がります。相談先はリーフレットの最後に書いてあります。

権利は、あなたが自分らしく生きるために大切なものです。「自分の権利」を大切にするとともに周りの人の権利も尊重しましょう。

## 「その一言、相手はどう感じる？」

**1** 〇〇くんって足おそすぎ〜  
18:20 既読3  
〇〇くんって、ぜんぜん全然走れてなかったよね〜。みんなに言いたい!!

**2** みんなに見られてる…。はずかしい。学校に行きたくない…。  
先生に相談してみよう

**3** 自分が同じことを書かれたらどう感じる？  
…いやだ。〇〇くんも同じ気持ちだったんだ。

**4** ごめん。あんなこと書くべきじゃなかった。言いたい気持ちだけで、きずつけちゃった!!

# いしかわ子どもの権利基本条例 って、なに?

※条例は令和7年(2025年)12月24日に施行



## ① 大切にしていること



みんなが子どもの権利について学べるようにする



子どもが自信とほこりを持って成長できる



自分の権利も、相手の権利も大切にする

## ② あなたの意見を言える・活動に参加できる

あなたには、自分の思ったことを伝える権利があります。年れいや成長に合わせて意見を言ったり、地域や学校の活動に参加することは、安心して成長するためにも大切です。



あなたの意見は、大切にされます。



## ③ あなたの意見で県の取組がもっとよくなる

子どもに関わる計画や取組を考えるときに、子どもの意見を聞きます。



あなたの意見が、あなたの生活や地域をよくしていきます。



実際に意見を出してみよう!

石川県では、みなさんの声を集めています。「石川県をよくするアイデア」「もっとこうなるといいな」と思うことを、「子ども・若者意見箱」からぜひ送ってみてください。あなたの声を待っています。

「子ども・若者意見箱」▶



## ④ 石川県は、こんなこともします



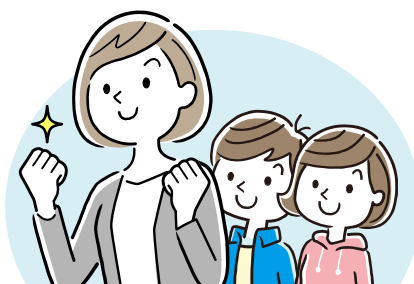
### 広報けい発

子どもの権利について、いろいろな方法でお知らせします。



### 相談できる場所をつくる

困ったときや、なやんだときに、いつでも相談できる場所をつくります。



### 困ったときに助ける

あなたの権利が傷つけられたときに、すぐに助けます。

## ⑤ みんなで子どもの権利を守る



### 石川県・市や町

子どもの権利を守るための取組を進めます。



### ほごしゃ 保護者

あなたが安心して育つように、必要な支援をします。



### 学校・子ども施設

学校や施設で、あなたが安全に学び、育つことができるようにします。



### 会社

働く人が家族と過ごす時間を大切にできるようにします。



### 子ども・子育て支援団体

専門的な知識を活かして、子どもや子育てを支えます。



### けんみん 県民

子どもの権利について学び、県や市町に協力します。

みんなで、  
あなたの権利を守ります。

## この条例が守られると…

- 自分に自信とほこりが持てる
  - 夢や希望を持って安心して暮らせる
  - 困ったときに相談できる
  - あなたの声がちゃんと届く
- そんな石川県をみんなで一緒につくっていきましょう。



こまったとき、  
なやんでいるとき、  
だれかに話したいとき。

いつでも<sup>れんらく</sup>連絡してください。  
あなたの話を聞いて、  
いっしょに考える人がいます。



## チャイルドライン・いしかわ

毎日・16時～21時

子ども  
せんもん  
専門電話



0120-99-7777

## 24時間<sup>こども</sup>子供SOS相談テレホン

毎日・24時間



0120-0-78310

076-298-1699

## 親子のための相談LINE

毎日<sup>ねんまつねんし しゅくじつ</sup>(年末年始と祝日は休み)・16時～22時<sup>うけつけ</sup>(受付は21時30分まで)

- <sup>とくめい</sup>匿名 (LINE上のアイコンとニックネーム) でも相談ができます。
- 相談は<sup>むりよう つうしんひ</sup>無料、通信費がかかります。



じょうれい  
条 例 について

発行／石川県健康福祉部少子化対策監室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1447 E-mail e150300@pref.ishikawa.lg.jp



小学生の意見を取り入れながら、作成しました。

令和8年(2026年)3月発行